

維持管理計画書

管理型最終処分場
胆環生第 3013-7 号

株式会社 **C&R**

目 次

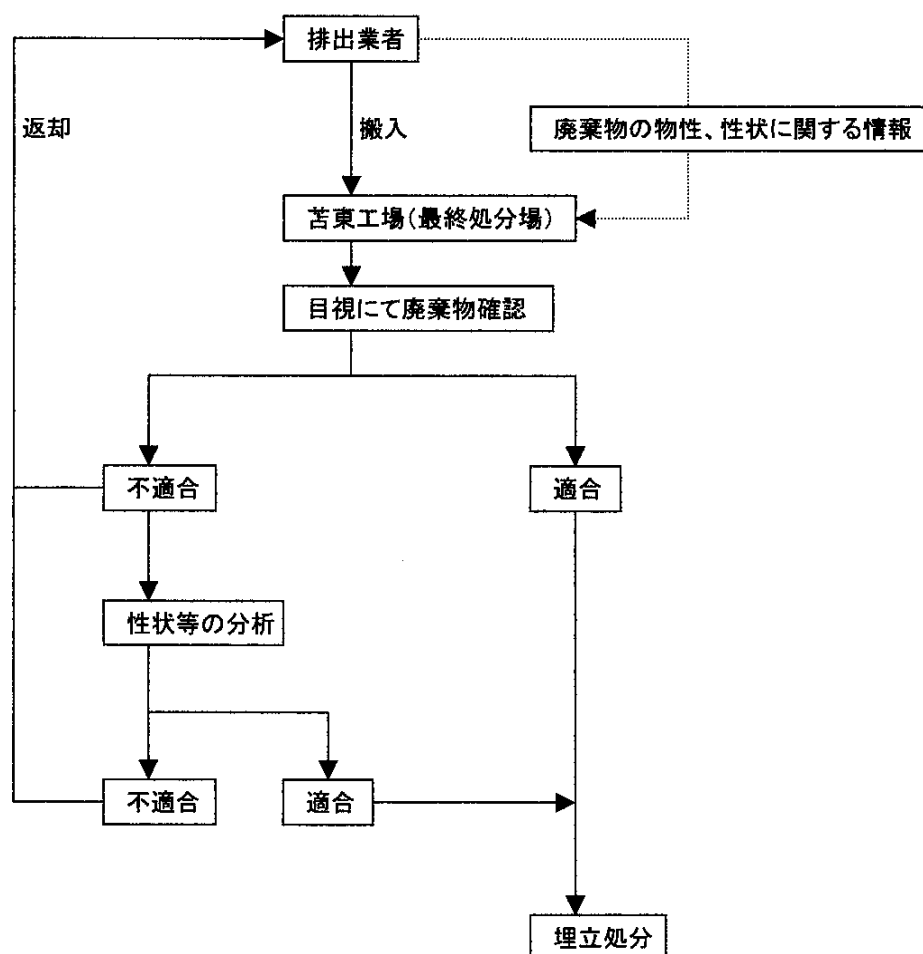
○維持管理計画	1
1. 廃棄物搬入から埋立処分までのフロー	1
2. 搬入管理	2
3. 作業管理	3
4. 水質及び施設の管理	3
5. 記録の管理	20
6. 教育訓練	21
○災害防止計画	22
1. 火災の発生防止に関する計画	22
2. 産業廃棄物の飛散及び流出防止に関する計画	22
3. 悪臭・害虫等の発生防止に関する計画	22
4. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する計画	22
5. 異常時の対応	22
6. その他の事項	22
○埋立終了後の維持管理計画及び跡地利用計画	24
○災害時の緊急連絡体制	25
○最終処分場の維持管理基準との適合状況	26

本維持管理計画書(管理型最終処分場)は、株式会社ホクハイが平成 12 年 9 月 19 日付けで申請しました「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」に記した「維持管理及び災害防止に関する計画書」を捕捉するものである。尚、本維持管理計画書は、平成 14 年 8 月 21 日付けで株式会社ホクハイが作成した「産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備維持管理マニュアル」と統合させたものであり、「産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備維持管理マニュアル」の内容を網羅している。更には、平成 14 年 10 月 11 日付けで株式会社ホクハイが作成した維持管理計画書を引き継ぐものである。

○維持管理計画

当該最終処分場の使用にあたっては、管理責任者が、安全面・衛生面等に細心の注意を払い整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。維持管理は、「産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)」を遵守する。

1. 廃棄物搬入から埋立処分までのフロー



上述したフローに従い、搬入する廃棄物が当該管理型最終処分場で処分可能かの判断を行った後、埋立処分を行うこととする。

2. 搬入管理

① 搬入される産業廃棄物についてあらかじめ次の項目について確認すること。

(1) 物性、性状の確認

有害性、爆発性、発熱性、引火性、発色性、発泡性、発散性、腐敗性、潮解性、疎水性、還元性、酸性、臭気性等

(2) 搬入時の荷姿の確認

異物の混入、発散性、漏洩の有無

(3) 有害物質検出のおそれのある廃棄物発生施設等の廃棄物については、事前に濃度分析表の提出を依頼するか、又は事前にサンプル採取、分析してから搬入すること。

(4) 万が一、搬入された有害物質検出の廃棄物は、他の産業廃棄物と混同させないこと。

(5) ドラム缶で搬入された廃棄物は、コンクリート不透水地盤面上で荷降ろしし、仮置きする場合についても同地盤面に仮置きすること。

(6) 搬入された廃棄物はその都度、検収(種類、品名、数量)し、廃棄物搬入記録表及びマニフェストに記入、登録すること。

(7) 当初委託契約した廃棄物と同種であるか照合すること。(外観、夾雑物、単位体積重量、含水率、pH等)

(8) 終業時、当日搬入された廃棄物の数量、受入れ箇所(種類、品名)を電算処理し、保存すること。

(9) 廃棄物を処分するにあたり、その性状、数量及び処分方法等適正な処理のための必要な情報を収集し、またその業務の範囲を証する監督官庁の許可証の写しを排出事業者に提出すること。

(10) 廃棄物を処分するにあたり、排出事業者と委託契約を締結すること。

(11) 委託契約期限内で確実に処理できる範囲で搬入すること。

(12) 受入れ時間は午前8時00分より原則として午後4時00分までとする。

② 次のいずれかに該当する場合、廃棄物の引取りを拒むものとする。

(1) 排出事業者が関係法令、委託契約内容及び、この規定に従わない時、もしくは違反した時。

(2) 排出事業者が廃棄物に有害な化学反応を起こさせる物質を混同させた時。また、当初の廃棄物の性状が委託契約内容と異なる時。特に、ばいじん及び焼却灰(以下「ばいじん等」という)の飛散を防止するため湿潤、若しくは、梱包、固化などの措置を行っていないばいじん等。

(3) 当該廃棄物の処理に適する設備がない時。

③ 当社の場合、動植物性残さ(主に、水産系廃棄物)や汚泥の全埋立量に対する比率が高く、動植物性残さや有機性汚泥の埋立が水処理への負担を大きくしているのが現状である。平成13年度は動植物性残さの全埋立量に対する比率が31.3%であったのに対し、今後は10%以下(平成14年9月実績7.3%)を維持する計画である。また、受け入れる場合は、必要に応じてBOD、COD等の分析を行い浸出水に対する影響を十分に考慮して埋立を行うこととする。

3. 作業管理

- ① 最終処分(管理型)を行う場合は、常駐1名以上を配置し、次の要領で埋立管理を行う。
 - (1) 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車輛の誘導並びに指示を徹底する。
 - (2) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。
 - (3) 埋立造成用としてブルドーザー等の重機を常備して、能率良く安全に埋立を行う。
 - (4) 廃棄物の飛散及び火災防止のため即日覆土を励行する。
 - (5) 処分場外に悪臭が発散しないように即日覆土を励行する。
 - (6) ねずみの生息、及び害虫の発生を防ぐため即日覆土を励行する。
 - (7) 廃棄物を埋立る前に遮水工を保護土で覆うこととする。
 - (8) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずることとする。
 - (9) ガス抜き設備を設けて埋立地から発生するガスを排除することとする。
- ② 当該作業場所周辺の4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底する。
- ③ 特に水処理に大きく影響を与える品目については次の要領にて埋立管理を行う。
 - (1) 腐敗物(動植物性残さや有機性汚泥)を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立てる産業廃棄物の一層の厚さは概ね 3メートル(埋立てる産業廃棄物のうち概ね 40%以上が腐敗物であるものにあつては、概ね 50センチメートル)以下とし、かつ、一層毎にその表面を土砂で概ね 50センチメートル覆うこと。
 - (2) 汚泥の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は含水率 85%以下にすること。
 - (3) 廃酸及び廃アルカリは埋立処分を行ってはならない。

4. 水質及び施設の管理

- ① 浸出水処理設備の維持管理は次により行うこととする。
 - (1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する(排水基準等は別添 1-1 参照)。
 - (2) 放流水の水質検査は次により行うこととする。
 - 1) 浸出水処理設備一処理水槽において化学的酸素要求量(COD:有機汚濁モニターUV 計にて換算した値)を測定・記録・保管することとする(記録簿 5)。
 - 2) 水素イオン濃度(pH)、生物学的酸素要求量(BOD)、COD、浮遊物質(SS)、鉱油類、動植物油脂類、鉛及びその化合物について1ヶ月に1回以上測定・記録・保管することとする(記録簿 1、7)。
 - 3) 排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録・保管することとする(当面の間は、燐含有量についても測定・記録・保管することとする)(記録簿 1、7)。
 - 4) 放流口(採水樹)においても定期的に pH、BOD、COD、SS について測定・記録・保管することとする(記録簿 1)。

- (3) 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずることとする。
- ② 最終処分場の周縁の2ヶ所の地下水観測井戸から採取した地下水の水質検査を次により行うこととする。
- (1) 地下水水位、電気伝導率、塩化物イオン濃度および鉛及びその化合物を1ヶ月に1回以上測定・記録・保管することとする(記録簿1、8)。
- (2) 電気伝導率、塩化物イオン濃度または鉛及びその化合物に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録すると共に地下水検査項目(別添1-2参照)についても測定・記録・保管することとする。
- (3) 地下水検査項目を1年に1回以上測定・記録・保管することとする(記録簿1)。
- ③ 三期管理型保有水の鉛及びその化合物を1ヶ月に1回以上測定・記録・保管することとする(記録簿1)。
- ④ 地下水、管理型保有水等の水質検査等の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずることとする。
- ⑤ 浸出水処理設備の管理
- (1) 浸出水の流入量、水質のデータを集積・整理して、年間の変動パターン、降雨の影響を把握し、安定的な運転の資料とする。
- 1) 浸出水の処理を安定的に行うためには、浸出水の流入量や水質のデータを整理して降雨や埋立時期による変化を事前に予測し、計画的に処理を実施する必要がある。また、これらのデータは最終処分場の管理においても埋立廃棄物の安定化の進行度合いの類推に役立つ情報となるため、定期的かつ長期間のデータの蓄積・整理に努めることとする。
- 2) 年間を通して浸出水処理設備の運転を安定的に行うために、浸出水処理設備の機能を最大限発揮できるよう努めることとする。このため、予め多雨期等には調整設備の貯水量を削減しておいたり、堆砂等の定期的な除去を行っておくこととする。また、日常使用する薬品や機器の補充品のストックを定期的に把握し、いかなるときにおいても適切に対応できるようにしておくこととする。
- 3) 浸出水の水質は、一般に埋立初期は高濃度であるが、経時的に低濃度に変化していく。また、埋立初期は生物処理の容易な水質であるが、徐々に生物処理の困難な水質へと変化していく。このため埋立後期の生物処理困難な水質には、処理水量の低減、浸出水の希釈、物理化学的処理主体の運転に切り替える等、維持管理面において適切な対応を実施する。
- (2) 施設の機能を定期的に点検し、常に正常かつ必要な操作・運転を行うこととする。
- (3) 薬品などの貯留量を定期的に把握し、必要な注入を常に行うこととする。
- (4) 施設を定期的に点検し、早めに補修・修理の手配を行うこととする。
- (5) 放流水の水質データを定期的に把握し、異常に対して早めに対処することとする。
- ⑥ 浸出水処理は次の方式により行うこととする。
- (1) 処理方式

凝集沈殿＋活性汚泥(脱窒＋硝化＋二次脱窒＋再曝気)＋砂ろ過方式。

(2) 流入方式

調整池ピットよりポンプ圧送。

(3) 放流方式

処理水槽より自然落下。

(4) 処理フローおよび処理施設

別添 2 に示す施設を用いて別添 3 に示すフローで処理を行うこととする。

(5) 設置機器

別添 4 に示す設置機器を用いて処理を行うこととする。

⑦ 日常点検

(1) 浸出水処理設備の日常点検の報告は次により行い、浸出水処理設備の安定的な運転を行うとともに、処理設備の機能異常に対する早期発見に努めることとする。

1) 維持管理担当者(または管理責任者など)が次項の「(2)日常施設管理項目」、「(3)日常機器管理項目」及び「(4)日常運転管理項目」で記述する項目について 1 日 1 回以上点検・記録するとともに、その記録内容を速やかに管理責任者及び技術管理担当者に報告する。また、日常点検において処理設備の機能異常を確認した場合には「⑧異常時の対応」に従って速やかに行動することとする。

2) 管理責任者は記録内容を点検し、承認の可否を行う。報告内容に異常を認めた場合には、維持管理担当者と共に現場で現状の再点検を行い、機能異常を確認した場合には「⑧異常時の対応」に従って速やかに行動することとする。

3) 技術管理担当者は記録内容を点検し、報告内容について審査を行う。

報告内容に異常を認めなかった場合、統括管理責任者に報告内容を提出し、承認の可否を求め、速やかに維持管理者または管理責任者に承認の可否を報告する。

報告内容に異常を認めた場合は、維持管理担当者または管理責任者に連絡・現状の再点検を行うことを指示することとする。再点検において異常を確認した場合は「⑧異常時の対応」に従って速やかに行動することとする。

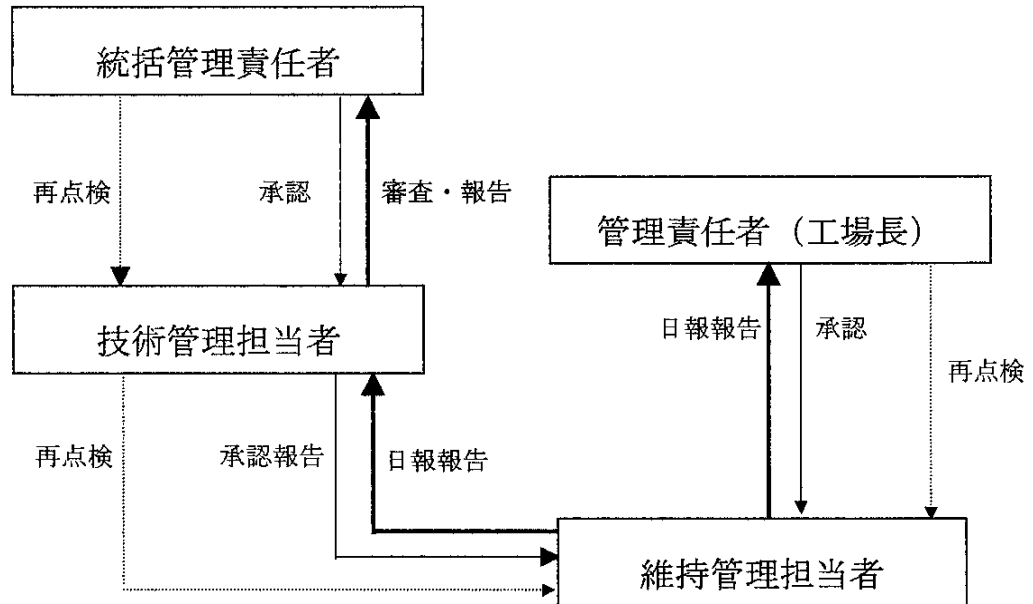


図. 日報報告・承認系統図

(2) 日常施設管理項目

- 1) 浸出水処理設備の機能を最大限に発揮できるよう、また公共水域や地下水汚染を防止するよう維持管理担当者は常に浸出水処理設備の各設備を点検し、定期的な維持作業や改修作業を行うとともに異常の早期発見に努めることとする。
- 2) 浸出水処理設備において特に管理型最終処分場、調整池、仮設調整池等はその損傷が直ちに大きな地下水汚染につながる。このため、管理責任者が 1 日 1 回以上あわせて豪雨・地震等の直後に各施設の点検を行うとともにその内容を記録することとする(記録簿 1、2)。
 - a. 遮水シート
 - ・1 日に 1 回以上、目視などによりシート露出部分において亀裂などの損傷が無いことを確認
 - ・毎月地下水や浸出水の水量、水質の測定データを参考にしてシート埋没部分における損傷・地下水汚染が無いことを追跡
 - b. 雨水集排水設備
 - ・U字溝、集水樹、接続樹等の損傷及び沈下の有無
 - ・U字溝、集水樹、接続樹等のごみや土砂の堆積状況
 - ・溢流ヶ所や滞水ヶ所の有無およびその状況
 - ・周辺部からの水および土砂の流入状況

- 3) 日常点検および定期点検において施設に異常が認められた場合は、関連する処理設備の運転を停止し、「⑥異常時の対応」の経路にしたがって速やかに報告を行うとともに次頁に示す点検手順に従って適切な補修対応を行うこととする。

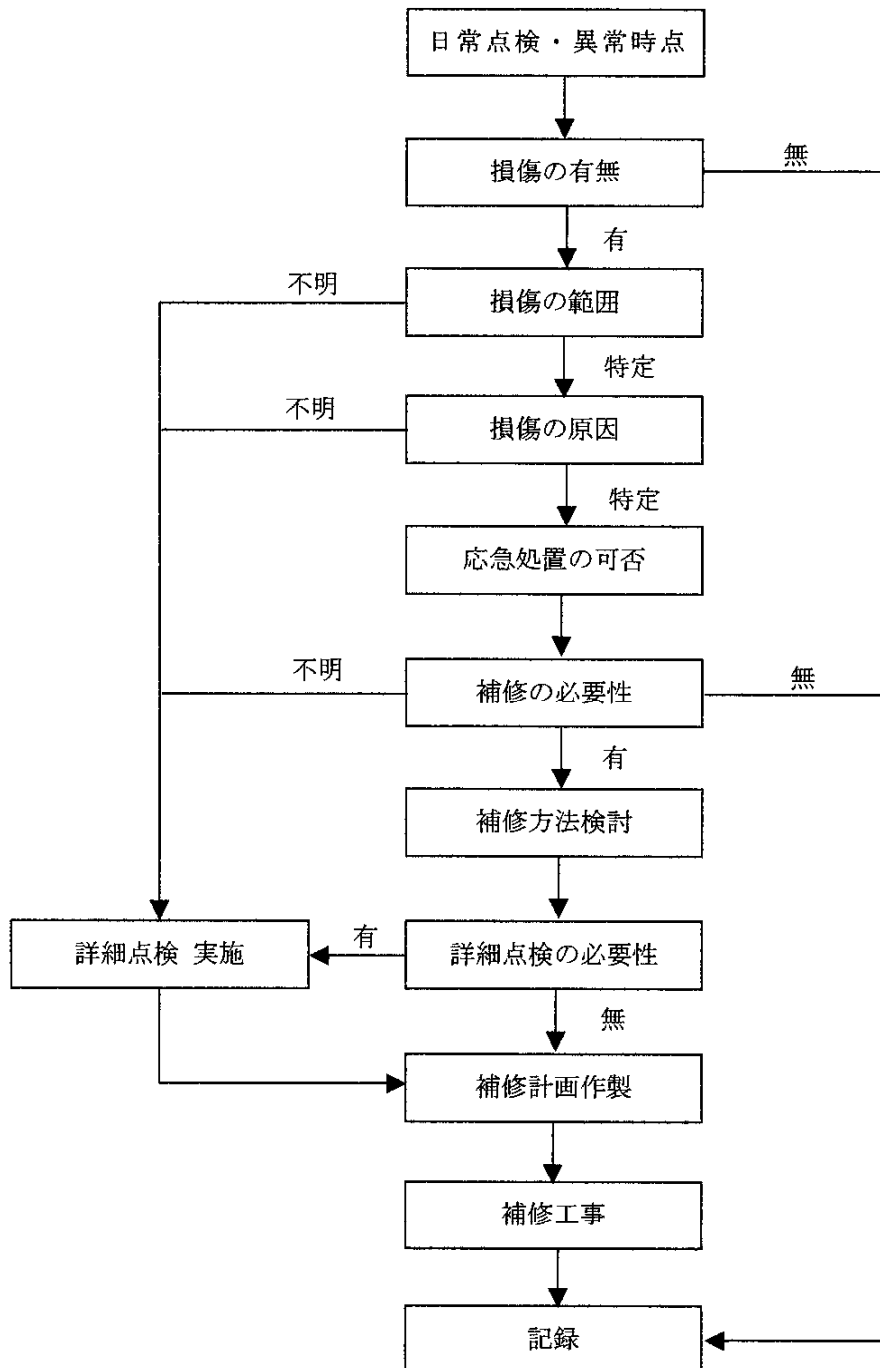


図. 施設管理点検手順

(3) 日常機器管理項目

施設管理同様、各水槽に設置した機器についても日常的または定期的に点検を行うこととする（記録簿 3、4）。

1) 日常点検

各機器の日常点検は、機器管理日報に基づいた項目・内容について行うこととする。また、薬品タンクについては、1日1回以上漏水が無いことを点検することとする。

2) 定期点検

- a. 水中ポンプの騒音・振動などを調べ運転に異常がないことを確認する。
- b. 各機器の潤滑油の交換やグリースアップの必要性などを点検する。
- c. 薬品タンクだけでなく、コック、配管、背圧弁などから液漏れがないことを詳細に点検する。

日常点検および定期点検において機器の異常が認められた場合は、関連する処理設備の運転を停止し、「⑧異常時の対応」の経路にしたがって速やかに報告・対応を行うこととする。

(4) 日常運転管理項目（11、12 頁参照、記録簿 5、6）

1) 集水管

管理型集水管から排出される浸出水については、調整池入口において1日1回以上目視などによりその水質を確認することとする。

2) 調整池

調整池に貯留されている調整池水については、1日1回以上その水位を確認するとともに、浸出水処理施設前段に設置するスクリーンにおいて、目視、水温、pH、SS（MLSS計にて簡易的に測定）を1日1回以上測定・記録することとする。

3) 中和槽

中和槽におけるpH値に異常が無いことを1日1回以上確認・記録することとする。また、中和槽において苛性ソーダまたは硫酸が添加されている場合においては、その残存量を1日1回以上点検・記録することとする。

4) 計量槽

計量槽において、浸出水の送水量、水温、pH、SS（MLSS計にて簡易的に測定）を1日1回以上測定・記録することとする。

5) pH調整槽

pH調整槽において、凝集剤の添加量を1日1回以上測定・記録するとともに、凝集剤の残存量を1日1回以上点検・記録することとする。

6) 混和槽

混和槽におけるpH値に異常が無いことを1日1回以上確認・記録することとする。また、混和槽において苛性ソーダまたは硫酸が添加されている場合においては、その残存量を1日1回以上点検・記録することとする。

7) 凝集槽

凝集槽において、高分子凝集剤（クリアーム PA404）の添加量を1日1回以上測定・記録する

とともに、高分子凝集剤の残存量を1日1回以上点検・記録することとする。また、凝集槽の水質をSV30で測定し、汚泥量および上澄液を目視し記録することとする。

8) 凝集沈殿槽

凝集沈殿槽における水温、pH、透視度を1日1回以上測定・記録することとする。

9) 活性汚泥槽(脱窒槽、硝化槽、二次脱窒槽、再曝気槽)

活性汚泥槽(脱窒槽、硝化槽、二次脱窒槽、再曝気槽)については、それぞれの水槽において水温、pH、SV30、MLSS、DOを1日1回以上測定・記録することとする。

10) 最終沈殿槽

最終沈殿槽において、スカムの浮上等の異常が無いことを1日1回以上確認する。

11) ろ過原水槽

ろ過原水槽における水温、pH、透視度、臭気を1日1回以上測定・記録することとする。

12) 砂ろ過

砂ろ過における処理流量及び処理時における差圧を1日1回以上測定・記録することとする。
また、1日1回以上逆洗を行うこととする。

13) 処理水槽

処理水槽における水温、pH、透視度、臭気を1日1回以上測定・記録するとともに、COD(有機汚濁モニターUV計にて換算した値)を測定・記録することとする。

14) 返送汚泥

返送汚泥計量槽において、返送汚泥量、水温、pH、SV30、MLSSを1日1回以上測定・記録することとする。

(5) 水質管理

- 1) 定期水質検査として1月に1回以上 処理水槽などの水質(pH、BOD、COD、SS、鉱油、動植物油脂、鉛)を検査・記録・保管することとする(記録簿1、7)。
- 2) 定期水質検査として1年に1回以上 処理水槽の水質(排水基準に係る項目:別添 1-1 参照)を検査・記録・保管することとする(記録簿1、7)。
- 3) 浸出水処理設備の機能の状態を点検するために、必要に応じて 集水管、計量槽、凝集沈殿槽、ろ過原水槽および処理水槽の水質(pH、BOD、COD、SS、窒素)を検査・記録することとする。また、活性汚泥槽のMLSS、MLVSSについても必要に応じて測定・記録することとする。
- 4) 浸出水処理施設に流入する前処理水(原水)の水質を把握するために、必要に応じて、仮設調整池および調整池の水質(pH、BOD、COD、SS、アンモニア性窒素濃度、亜硝酸性窒素濃度)を検査・記録することとする。また、仮設調整池および調整池の活性汚泥の状態を把握するために、SV30、MLSS、MLVSSについても必要に応じて測定・記録することとする。

浸出水処理設備 日常点検項目

点検項目	点検方法
処理水量	流量調整槽後段に設置する計量槽により測定
水温	温度計により測定
pH	pH計により測定
曝気槽の汚泥量(SV30)	検液をメスシリンダー内で30分静置した後の汚泥量
曝気槽の汚泥量(MLSS)	MLSS計(近赤外 LED 交流点灯方式)により測定
DO	DO計(隔膜式ガルバニ電池法)により測定
透視度	透視度計により測定
COD	有機汚濁モニターUV計(2 波長吸光度測定法)により測定した吸光度を換算
薬品添加量・残存量	メスシリンダー、タンク目盛等により計測

1/1日 以上

槽名称	点検項目
集水管	目視
調整池	水位
スクリーン	目視 水温 pH (SS)
中和槽	pH
流量調整槽	
計量槽	流量 水温 pH (SS)
pH 調整槽	FeCl ₃ 添加量
混和槽	pH
凝集槽	上澄 PA 添加量 目視
凝集沈殿	水温 pH 透視度
脱窒槽1	水温 pH SV30 MLSS DO
脱窒槽2	水温 pH SV30 MLSS DO
硝化槽1	水温 pH SV30 MLSS DO
硝化槽2	水温 pH SV30 MLSS DO
二次脱窒槽	水温 pH SV30 MLSS DO
再曝気槽	水温 pH SV30 MLSS DO
ろ過原水槽	水温 pH 透視度 臭気
砂ろ過	流量

処理水槽	pH					透視度	臭気
							COD
返送汚泥	流量	水温	pH	SV30	MLSS		

⑧ 異常時の対応

(1) 日常点検時における異常の発見

日常点検時において、維持管理担当者または管理責任者が浸出水処理設備の機能異常を発見した際には次の方法により連絡を行うこととする。

- 1) 放流の停止(放流停止に対して事前の報告、承認などは不要・最終的な放流停止の責任者は管理責任者とする)
 - a. 機能に異常が認められた水槽が凝集沈殿槽前段であれば、処理水槽の水質を確認し、必要であると判断すれば処理水槽からの放流を停止する。
 - b. 機能に異常が認められた水槽が凝集沈殿槽後段であれば、処理水槽からの放流を直ちに停止する。
- 2) 処理水槽の水質確認(必要であれば放流停止)後、直ちに管理型浸出水および調整池水(必要であれば流量調整送水など)の移送を停止する。
- 3) 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- 4) 速やかに管理責任者(管理責任者が異常を発見した場合には維持管理担当者)および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。なお、不在等により管理責任者への連絡が取れない場合、異常の発生が凝集沈殿槽前段であっても維持管理担当者は放流を停止する。
- 5) 管理責任者は自身で実情を確認(処理水槽の水質を確認し、必要であると判断すれば処理水槽からの放流を停止する)した後、維持管理担当者に対処方法を指示し、異常の内容および対処方法を統括管理責任者に連絡するとともに報告内容を記録する。なお、放流を停止した場合、処理水槽水は貯留ピットに移送し、放流は貯留ピットの水質を分析・異常のないことを確認した後に行うこととする。
- 6) 異常の報告を受けた技術管理担当者は現場での対処方法を確認、統括管理責任者に内容を報告する。また、自身でも異常の確認を行い浸出水の継続処理が可能かを判断する(必要であれば調整池水などのテーブルテストや水質分析を行う)。
- 7) 浸出水処理設備の機能異常により生活環境保全上の支障をもたらす(排水基準を超えた水質を放流する等)危険性があると判断した場合、統括管理責任者は直ちに苫小牧市、厚真町、胆振支庁など関係機関に報告を行うこととする。なお、統括管理責任者が関係機関に連絡を行えない状況下においては、管理責任者、技術管理担当者、維持管理担当者の順に関係機関への連絡の責任を負うこととする。
- 8) 技術管理担当者が調整池水の処理方法を決定した場合、その内容を統括管理責任者に報

- 告して承認を受け、管理責任者にその内容を報告する。
- 9) 管理責任者は処理方法が統括管理責任者の承認を受けたものであることを確認し、維持管理担当者に処理方法・運転再開手順を指示する。
 - 10) 維持管理担当者は浸出水などを移送し、浸出水処理設備の運転を再開する。
 - 11) 運転再開後、処理水槽水は貯留ピットに移送し、貯留ピットの水質を分析、異常のないことを確認・統括管理責任者の承認を得た後に放流を開始することとする。

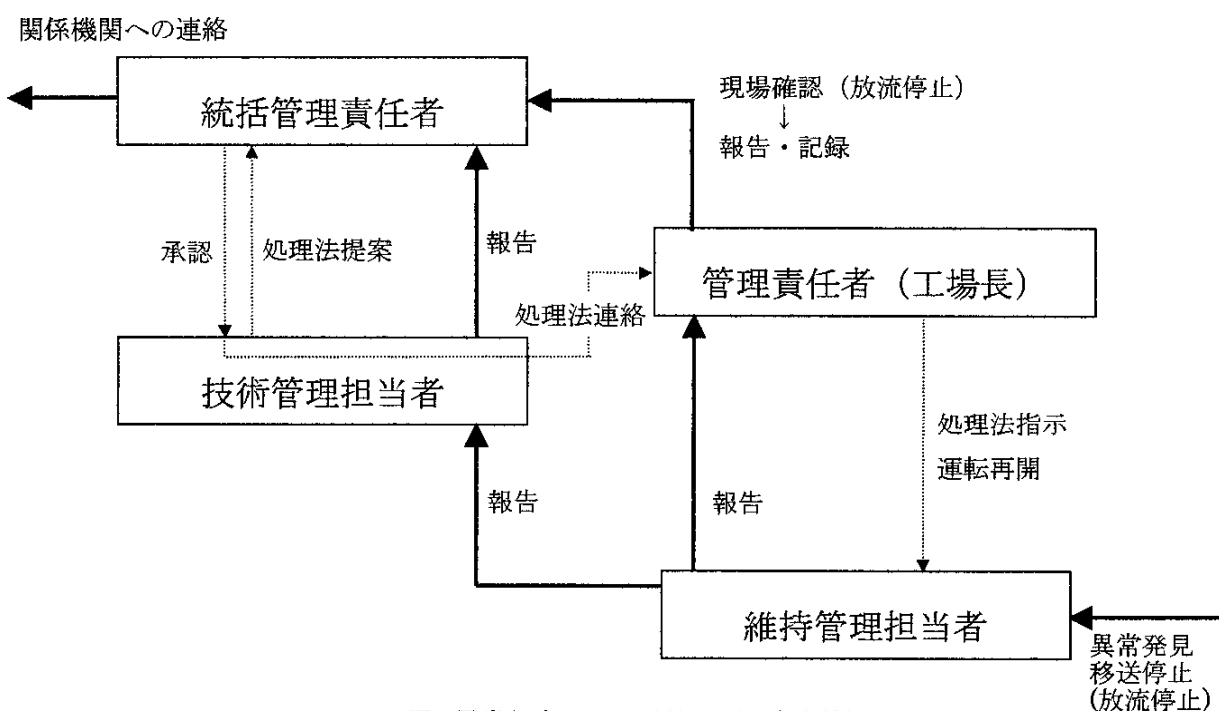


図. 異常報告・承認系統図 (日常点検)

(2) 水質検査における異常の発見

水質検査において技術管理担当者が異常を発見した際には次の方法により連絡を行うこととする。

- 1) 技術管理担当者は水質検査において水質に異常が認められた場合、直ちに維持管理担当者、管理責任者および統括管理責任者にその旨を報告する。維持管理担当者または管理責任者は報告後直ちに浸出水の移送を停止する(必要であれば調整池水、流量調整槽水の移送なども停止する)とともに、処理水槽からの放流を停止して処理水槽水を貯留ピットに移送する。(放流は貯留ピットの水質を分析・異常のないことを確認した後にすることとする。)
- 2) 水質検査により、生活環境保全上の支障をもたらす(排水基準を超えた水質を放流する等)危険性があると判断した場合、統括管理責任者は直ちに苫小牧市、厚真町、胆振支庁など

関係機関に報告を行うこととする。なお、統括管理責任者が関係機関に連絡を行えない状況下においては、管理責任者、技術管理担当者、維持管理担当者の順に関係機関への連絡の責任を負うこととする。

- 3) 管理責任者は、放流の停止、浸出水の移送など適切な対応を取った後、浸出水処理設備機能の状況および異常報告を受けて取った対応策について統括管理責任者に速やかに報告を行うとともに、報告内容について記録することとする。
- 4) 技術管理担当者は分析結果などから異常の原因を究明すると共にテーブルテストを行うなどして処理方法を決定、その内容を統括管理責任者に報告・承認を受けた後、管理責任者に報告する。
- 5) 管理責任者は処理方法が統括管理責任者の承認を受けたものであることを確認し、維持管理担当者に処理方法・運転再開手順を指示する。
- 6) 維持管理担当者は浸出水などを移送し、浸出水処理設備の運転を再開する。
- 7) 運転再開後、処理水槽水は貯留ピットに移送し、貯留ピットの水質を分析、異常のないことを確認・統括管理責任者の承認を得た後に放流を開始することとする。
- 8) 地下水の水質に異常が認められた場合は、直ちに廃棄物の埋立処分を中止し、管理型最終処分場の堰堤、擁壁、遮水工の点検等原因究明に努めると共に、生活環境保全上の支障をもたらす危険性があると判断した場合、統括管理責任者は苫小牧市、厚真町、胆振支庁など関係機関に報告を行うこととする。

関係機関への連絡

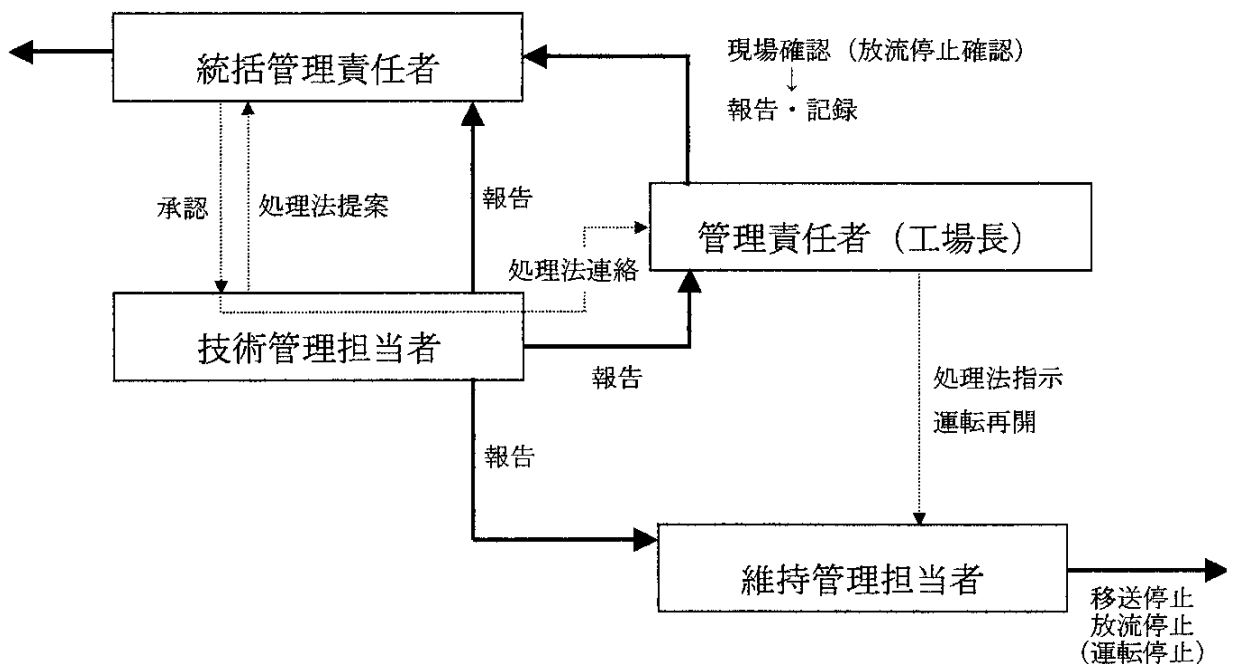


図. 異常報告・承認系統図（水質検査）

(3) 現場における異常時の対応

1) 管理型最終処分場集水管

- a. 集水管から排出される浸出水において目視で異常が認められた場合は、直ちに浸出水の移送を停止する。
- b. 調整池水の水質を確認して必要と判断すれば調整池水の移送を停止する。
- c. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- d. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- e. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- f. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- g. 対処方法(処理槽水を貯留ピットへ移送するなど)を維持管理担当者に指示する。
- h. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

2) 調整池

- a. 調整池に貯留されている調整池水(日常点検はスクリーンで行う)において水質の異常が認められた場合は、直ちに調整池水の移送を停止する。
- b. 浸出水の移送を停止する。
- c. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- d. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- e. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- f. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- g. 流量調整槽水の水質確認、調整池上水の水質確認、(処理水槽水の移送) など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- h. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

3) 中和槽

- a. 中和槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに調整池水の移送を停止する。
- b. 浸出水の移送を停止する。
- c. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- d. 薬液注入ポンプの作動、薬液残存量、pH設定値を確認するなど現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- e. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- f. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- g. 流量調整槽水の水質確認、調整池上水の水質確認、(処理水槽水の移送) など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- h. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

4) 計量槽

- a. 計量槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに流量調整槽水の移送を停止する。
- b. 調整池水の移送を停止する。
- c. 浸出水の移送を停止する。
- d. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- e. 流量調整槽への送風量を確認するなど現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- h. スクリーンにおける調整池水の水質や凝集沈殿槽の水質を確認、(処理水槽水の移送)など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

5) pH 調整槽

- a. pH調整槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに流量調整槽水の移送を停止する。
- b. 調整池水の移送を停止する。
- c. 浸出水の移送を停止する。
- d. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- e. pH調整槽におけるフロックの形成の有無を確認するなど現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- h. 計量槽における流量調整送水の水質確認、凝集剤(第二塩化鉄)の添加量確認、高分子凝集剤添加によりフロックが発生確認のビーカーテスト、(処理水槽水の移送)など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

6) 混和槽

- a. 混和槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに流量調整槽水の移送を停止する。
- b. 調整池水の移送を停止する。
- c. 浸出水の移送を停止する。
- d. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- e. 薬注ポンプの作動確認、薬液の残存量、pH設定値の確認など現場を離れるにあたって

最低限必要な措置を講じる。

- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- h. 対処方法(処理水槽水の移送など)を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

7) 凝集槽

- a. 凝集槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに流量調整槽水の移送を停止する。
- b. 調整池水の移送を停止する。
- c. 浸出水の移送を停止する。
- d. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- e. 凝集槽におけるフロックの形成の有無を確認するなど現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- h. 計量槽における流量調整送水の水質確認、pH調整槽におけるフロック形成の有無確認、凝集剤(高分子凝集剤)の添加量確認、(処理水槽水の移送)など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

8) 凝集沈殿槽

- a. 凝集沈殿槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに流量調整槽水の移送を停止する。
- b. 調整池水の移送を停止する。
- c. 浸出水の移送を停止する。
- d. 処理水槽の水質を確認して、必要であれば処理水槽からの放流を停止する。
- e. 凝集槽におけるフロックの形成の有無を確認するなど現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する(必要であれば放流を停止する)。
- h. 汚泥界面の測定(必要であれば汚泥引抜)、凝集剤の添加量確認、(処理水槽水の移送)など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

9) 活性汚泥槽(脱窒槽、硝化槽、二次脱窒槽、再曝気槽)

- a. 活性汚泥槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに処理水槽からの放流を停止する。
- b. 流量調整槽水の移送を停止する。
- c. 調整池水の移送を停止する。
- d. 浸出水の移送を停止する。
- e. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する。放流が停止されていることを確認する。
- h. 処理水槽水の移送、凝集沈殿槽の水質確認、最終沈殿槽の水質確認など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

10) 最終沈殿槽

- a. 最終沈殿槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに処理水槽からの放流を停止する。
- b. 流量調整槽水の移送を停止する。
- c. 調整池水の移送を停止する。
- d. 浸出水の移送を停止する。
- e. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する。放流が停止されていることを確認する。
- h. 処理水槽水の移送、必要であれば砂ろ過の運転停止など対処方法を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

11) ろ過原水槽

- a. ろ過原水槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに処理水槽からの放流を停止する。
- b. 流量調整槽水の移送を停止する。
- c. 調整池水の移送を停止する。
- d. 浸出水の移送を停止する。
- e. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する。放流が停止されていることを確認する。
- h. 処理水槽水の移送、必要であれば砂ろ過の運転停止など対処方法を維持管理担当者に指示する。

- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

12) 処理水槽

- a. 処理水槽において水質の異常が認められた場合は、直ちに処理水槽からの放流を停止する。
- b. 流量調整槽水の移送を停止する。
- c. 調整池水の移送を停止する。
- d. 浸出水の移送を停止する。
- e. 現場を離れるにあたって最低限必要な措置を講じる。
- f. 速やかに管理責任者および技術管理担当者に異常の発生および対処方法を報告する。
- g. 管理責任者は自身で実情を確認する。放流が停止されていることを確認する。
- h. 浸出水処理設備の全面的な運転停止を維持管理担当者に指示する。
- i. 速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。

13) 堰堤、擁壁、遮水工

- a. 異常が認められた場合は、応急措置等の最低限必要な措置を講じるとともに、管理責任者に報告する。
- b. 管理責任者は、自身で実情を確認し、状況に応じて修復や埋立処理の中止等の措置を講じる。さらに、速やかに統括管理責任者に異常の内容および対処方法を連絡するとともに報告内容を記録する。
- c. 統括責任者は、生活環境保全上の支障をもたらす危険性があると判断した場合、直ちに苫小牧市、厚真町、胆振支庁など関係機関に報告を行うとともに、必要な措置について協議を行う。

(4) 管理担当者

- 1) 次に示す担当者によって厳正に浸出水処理設備の管理を行う。

統括管理責任者	:
管理責任者	:
技術管理担当者	:
維持管理担当者	:

- 2) 浸出水処理設備に緊急事態が発生した場合は直ちに適切な応急処置を施し、必要に応じて下記の緊急連絡先に連絡する。

(株) C & R 本社	:	0144-56-4040
(株) C & R 苫東センター	:	0144-56-4040

苦小牧警察署	: 0144-35-0110
苦小牧消防署	: 0144-32-6111
道立苦小牧病院	: 0144-34-1651
胆振総合振興局環境生活課	: 0143-224-9576
苦小牧市環境生活課自然保護係	: 0144-32-6331
厚真町町民課生活環境係	: 01452-7-2321

5. 記録の管理

当該最終処分場の維持管理に当たって行った点検(日報を含む)、検査その他の措置について作成した記録は、市町村職員及び一般住民などが閲覧できるよう当社苦東センター事務所内に閲覧箇所を設け、当該最終処分場が廃止されるまで保存することとする。

また、記録事項は次の通りとする。

- ① 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量(記録簿 1)
- ② 擁壁等の定期点検に関する以下の事項(記録簿 1、2)
 - (1) 点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 点検の結果、擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容
- ③ 遮水工の定期点検に関する以下の事項(記録簿 1、2)
 - (1) 点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 点検の結果、遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容
- ④ 雨水集排水設備の定期点検に関する以下の事項(記録簿 2)
 - (1) 点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 点検の結果、雨水集排水設備の集排水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容
- ⑤ 調整池(仮設調整池含む)の定期点検に関する以下の事項(記録簿 1、2)
 - (1) 点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 点検の結果、調整池(仮設調整池含む)が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容
- ⑥ 浸出水処理設備の機能の状態の定期点検に関する以下の事項(記録簿 1、3、4、5、6)
 - (1) 点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 点検の結果、浸出水処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容
- ⑦ 浸出水処理設備の放流水、周縁の地下水の水質の定期点検に関する以下の事項(記録簿 1、7)
 - (1) 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
 - (2) 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日

- (3) 水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 水質検査の結果
- ⑧ 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められ、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じた場合に関する以下の事項(記録簿 1、8)
 - (1) 措置を講じた年月日
 - (2) 措置の内容

6. 教育訓練

上記管理方法(搬入管理、作業管理、水質及び施設の管理、記録の管理)が正常に行われているか等の確認及び管理方法の向上を目指して、定期的に社内教育訓練を実施する。

別添 1-1 放流水検査項目及び基準値

維持管理に係る項目(1回/月以上)

検査項目		基準値
1	水素イオン濃度 (pH)	6.0 - 8.0
2	生物学的酸素要求量 (BOD)	< 60 mg/L
3	化学的酸素要求量 (COD)	< 60 mg/L
4	浮遊物質 (SS)	< 10 mg/L
5	鉱油類含有量	< 5 mg/L
6	動植物油脂類含有量	< 30 mg/L
7	鉛及びその化合物	< 0.1 mg/L

排水基準に係る項目(1回/年以上)

検査項目		基準値
1	フェノール類含有量	< 5 mg/L
2	銅含有量	< 3 mg/L
3	亜鉛含有量	< 5 mg/L
4	溶解性鉄含有量	< 10 mg/L
5	溶解性マンガン含有量	< 10 mg/L
6	クロム含有量	< 2 mg/L
7	リン含有量	< 16 (日間平均 8) mg/L
8	大腸菌群数	日間平均 3,000個/ml
9	有機リン化合物	< 1 mg/L
10	アルキル水銀化合物	検出されないこと
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.005 mg/L
12	カドミウム及びその化合物	< 0.1 mg/L
13	六価クロム化合物	< 0.5 mg/L
14	砒素及びその化合物	< 0.1 mg/L
15	シアン化合物	< 1 mg/L
16	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	< 0.003 mg/L
17	トリクロロエチレン	< 0.3 mg/L
18	テトラクロロエチレン	< 0.1 mg/L
19	ジクロロメタン	< 0.2 mg/L
20	四塩化炭素	< 0.02 mg/L
21	1,2-ジクロロエタン	< 0.04 mg/L
22	1,1-ジクロロエチレン	< 0.2 mg/L
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.4 mg/L
24	1,1,1-トリクロロエタン	< 3 mg/L
25	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.06 mg/L
26	1,3-ジクロロプロペン	< 0.02 mg/L
27	チウラム	< 0.06 mg/L
28	シマジン	< 0.03 mg/L
29	ベンゼン	< 0.1 mg/L
30	セレン及びその化合物	< 0.1 mg/L
31	チオベンカルブ	< 0.2 mg/L
32	ふっ素及びその化合物	< 15 mg/L
33	ほう素及びその化合物	< 50 mg/L
34	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	< 200 mg/L *
35	ダイオキシン類	< 10 pg-TEQ/L

* アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計

別添 1-2 地下水検査項目及び基準値

(1回/月以上)

検査項目		基準値
1	電気伝導率	—
2	塩化物イオン	—
3	鉛	< 0.01 mg/L

(1回/年以上)

検査項目		基準値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	総水銀	< 0.0005 mg/L
3	カドミウム	< 0.01 mg/L
4	六価クロム	< 0.05 mg/L
5	砒素	< 0.01 mg/L
6	全シアン	検出されないこと
7	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと
8	トリクロロエチレン	< 0.03 mg/L
9	テトラクロロエチレン	< 0.01 mg/L
10	ジクロロメタン	< 0.02 mg/L
11	四塩化炭素	< 0.002 mg/L
12	1,2-ジクロロエタン	< 0.004 mg/L
13	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02 mg/L
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04 mg/L
15	1,1,1-トリクロロエタン	< 1 mg/L
16	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006 mg/L
17	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002 mg/L
18	チウラム	< 0.006 mg/L
19	シマジン	< 0.003 mg/L
20	ベンゼン	< 0.01 mg/L
21	セレン	< 0.01 mg/L
22	チオベンカルブ	< 0.02 mg/L
23	ダイオキシン類	< 1pg-TEQ/L

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 【管理型】 (平成 年 月度)

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量(規 12 条の 7 の 3、3 イ)

種類	数量(単位)	
燃え殻	別紙集計表を参照のこと	(/月)
汚泥	別紙集計表を参照のこと	(/月)
廃油(タールピッチに限る)	別紙集計表を参照のこと	(/月)
紙くず	別紙集計表を参照のこと	(/月)
木くず	別紙集計表を参照のこと	(/月)
繊維くず	別紙集計表を参照のこと	(/月)
動植物性残さ	別紙集計表を参照のこと	(/月)
鉱さい	別紙集計表を参照のこと	(/月)
ばいじん	別紙集計表を参照のこと	(/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	別紙集計表を参照のこと	(/月)
廃石膏ボード	別紙集計表を参照のこと	(/月)
廃石綿	別紙集計表を参照のこと	(/月)
その他()	別紙集計表を参照のこと	(/月)

水質検査の実施状況と措置(年 1 回測定)(規 12 条の 7 の 3、4 ニ及びホ)

採取場所 *1	地下水		放流水
	上流観測井戸	下流観測井戸	処理水槽
採取日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
分析結果が得られた日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
分析結果	別紙 2 の通り	別紙 2 の通り	別紙 3 の通り
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 *2			

水質検査の実施状況と措置(月1回測定)(規12条の7の3、4ニ及びホ)

採取場所 *1	地下水		放流水					
	上流観測井戸	下流観測井戸	処理水槽	放流口				
採取日								
分析結果が得られた日								
電気伝導率	/	/	/	/				
塩化物イオン濃度								
水素イオン濃度								
生物学的酸素要求量								
化学的酸素要求量								
浮遊物質								
鉱油類								
動植物油脂類								
鉛及びその化合物							() *3	
異常の有無					有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 *2								

施設の点検(規12条の7の3、4ロ、ハ及びト)

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出水処理設備
点検日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 *2				

* 1 採取場所を記載した処分場の平面図を別紙1として添付すること。

* 2 異常が認められた場合のみ記載すること。

* 3 ()は保有水の含有濃度。

水質の区分		地下水			
採水場所		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
採取日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
分析結果が得られた日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査項目	基準値				
1 アルキル水銀	検出されないこと				
2 総水銀	< 0.0005 mg/L				
3 カドミウム	< 0.01 mg/L				
4 鉛	< 0.01 mg/L				
5 六価クロム	< 0.05 mg/L				
6 砒素	< 0.01 mg/L				
7 全シアン	検出されないこと				
8 PCB	検出されないこと				
9 トリクロロエチレン	< 0.03 mg/L				
10 テトラクロロエチレン	< 0.01 mg/L				
11 ジクロロメタン	< 0.02 mg/L				
12 四塩化炭素	< 0.002 mg/L				
13 1,2-ジクロロエタン	< 0.004 mg/L				
14 1,1-ジクロロエチレン	< 0.02 mg/L				
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04 mg/L				
16 1,1,1-トリクロロエタン	< 1 mg/L				
17 1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006 mg/L				
18 1,3-ジクロロプロペン	< 0.002 mg/L				
19 チウラム	< 0.006 mg/L				
20 シマジン	< 0.003 mg/L				
21 ベンゼン	< 0.01 mg/L				
22 セレン	< 0.01 mg/L				
23 テオベンカルブ	< 0.02 mg/L				
24 ダイオキシン類	< 1pg-TEQ/L				

水質の区分		放流水			
採水場所		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
採取日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
分析結果が得られた日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査項目	基準値				
1	フェノール類含有量	< 5 mg/L			
2	銅含有量	< 3 mg/L			
3	亜鉛含有量	< 5 mg/L			
4	溶解性鉄含有量	< 10 mg/L			
5	溶解性マンガン含有量	< 10 mg/L			
6	クロム含有量	< 2 mg/L			
7	リン含有量	< 16 (日間平均 8) mg/L			
8	大腸菌群数	日間平均 3,000個/ml			
9	有機リン化合物	< 1 mg/L			
10	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.005 mg/L			
12	カドミウム及びその化合物	< 0.1 mg/L			
13	六価クロム化合物	< 0.5 mg/L			
14	砒素及びその化合物	< 0.1 mg/L			
15	シアン化合物	< 1 mg/L			
16	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	< 0.003 mg/L			
17	トリクロロエチレン	< 0.3 mg/L			
18	テトラクロロエチレン	< 0.1 mg/L			
19	ジクロロメタン	< 0.2 mg/L			
20	四塩化炭素	< 0.02 mg/L			
21	1,2-ジクロロエタン	< 0.04 mg/L			
22	1,1-ジクロロエチレン	< 0.4 mg/L			
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.3 mg/L			
24	1,1,1-トリクロロエタン	< 3 mg/L			
25	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.06 mg/L			
26	1,3-ジクロロプロペン	< 0.02 mg/L			
27	チウラム	< 0.06 mg/L			
28	シマジン	< 0.03 mg/L			
29	ベンゼン	< 0.1 mg/L			
30	セレン及びその化合物	< 0.1 mg/L			
31	チオベンカルブ	< 0.2 mg/L			
32	ふっ素及びその化合物	< 15 mg/L			
33	ほう素及びその化合物	< 50 mg/L			
34	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	< 200 mg/ml *			
35	ダイオキシン類	< 10 pg-TEQ/L			

* アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計

記録簿 2 浸出水処理設備 施設管理日報

承認 担当
 統括責任者 管理責任者
 月 日
 :

1回/日

点検場所		項目	状況	特記事項
管理型	遮水シート	強度	有・無	
		耐候性	有・無	
		亀裂	有・無	
	雨水集排水設備	漏水	有・無	
		土砂・堆積物	有・無	
	法面・法枠	亀裂	有・無	
崩れ		有・無		

1回/日

点検場所		項目	状況	特記事項
調整池 15,000	遮水シート	強度	有・無	
		耐候性	有・無	
		亀裂	有・無	
	法面・法枠	亀裂	有・無	
		崩れ	有・無	

1回/日

点検場所		項目	状況	特記事項
調整池 4,500	遮水シート	強度	有・無	
		耐候性	有・無	
		亀裂	有・無	
	法面・法枠	亀裂	有・無	
		崩れ	有・無	

その他

記録簿 3 浸出水処理設備 機器管理日報

承認
統括責任者

管理責任者

審査

担当

月 日

中和槽	スクリーン	振動	良・可・否	特記事項
		騒音	良・可・否	
	pHメーター	校正	/	
	攪拌機	電流値		
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
薬注ポンプ 硫酸	ダイヤル			
	振動	良・可・否		
	騒音	良・可・否		
薬注ポンプ 苛性ソーダ	ダイヤル			
	振動	良・可・否		
	騒音	良・可・否		

硫酸タンク残量	
苛性ソーダタンク残量	

流量調整槽	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

pH調整槽	攪拌機	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
	薬注ポンプ	ダイヤル		
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	

FeCl3タンク残量	
------------	--

混和槽	pHメーター	校正	/	特記事項	
	攪拌機	電流値			
		振動	良・可・否		
		騒音	良・可・否		
	薬注ポンプ 硫酸	ダイヤル			
		振動	良・可・否		
	騒音	良・可・否			
薬注ポンプ 苛性ソーダ	ダイヤル				
	振動	良・可・否			
	騒音	良・可・否			

凝集槽	攪拌機	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
	薬注ポンプ	ダイヤル		
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	

HAタンク残量	
---------	--

その他

脱窒槽1	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

脱窒槽2	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

硝化槽1	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

硝化槽2	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

二次脱窒槽	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

再曝気槽	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

砂濾過	砂ろ過塔	上部圧力		特記事項
		下部圧力		
		差圧		

汚泥曝気槽	ブロー	電流値		特記事項
		振動	良・可・否	
		騒音	良・可・否	
		空気量		

平成 年 月 日

調整池稼働点検表

(15,000 / 4,500)
No.

記録簿 4

月日							備考
時刻							
発電機-1	タコメーター H						
	周波数 Hz						
	電圧 V						
	電流 A						
	回転数 rpm						
	油圧 kg/cm ²						
	水温 °C						
	燃料 10/10						
	ローリー 給油量						
発電機-2	タコメーター H						
	周波数 Hz						
	電圧 V						
	電流 A						
	回転数 rpm						
	油圧 kg/cm ²						
	水温 °C						
	燃料 10/10						
	ローリー 給油量						
B-1	圧力 KPa						
	異音						
B-2	圧力 KPa						
	異音						
B-3	圧力 KPa						
	異音						
B-4	圧力 KPa						
	異音						
B-5	圧力 KPa						
	異音						
B-6	圧力 KPa						
	異音						
数量	水位						
	数量 m ³						
備考							

ブロワの圧力は[水位(m) × 10]が目安

記録簿 5 浸出水処理設備 運転管理日報

月 日 :

承認 統括責任者 管理責任者 審査 担当

月日

管理型集水管
(調整池)
調整池
(スクリーン)

目視
良・可・否

水位 水温

--	--

SS

--

色

--

臭気
強・中・弱

中和槽
流量調整槽
(流量調整器)

pH

--

pH制御
入 (酸・アルカリ)
切

SS

--

色

--

臭気
強・中・弱

pH調整槽

流量 水温 pH

--	--	--

FeCl3添加量

--

混和槽

pH

--

pH制御
入 (酸・アルカリ)
切

SV 30

--

上澄色

--

PA添加量

--

凝集槽

水温 pH

--	--

透視度

--

臭気
強・中・弱

汚泥引抜き量

--

min

凝集沈殿槽

脱窒槽1

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

脱窒槽2

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

硝化槽1

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

硝化槽2

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

二次脱窒槽

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

再曝気槽

水温	pH	SV 30	MLSS	DO

最終沈殿槽

目視
良・可・否

スカム浮上
一面有・有・無

流量 水温 pH SV30 MLSS

--	--	--	--	--

返送汚泥

ろ過原水槽

水温 pH

--	--

透視度

--

臭気
強・中・弱

砂ろ過

流量

--

水温 pH

--	--

透視度

--

臭気
強・中・弱

COD

--

処理水槽

特記事項

仮設調整池水質検査 有・無

検査項目	pH	BOD	COD
	SS	NH3-N	NO2-N

仮設調整池活性汚泥検査 有・無

検査項目	SV30	MLSS	MLVSS
------	------	------	-------

調整池水質検査 有・無

検査項目	pH	BOD	COD
	SS	NH3-N	NO2-N

調整池活性汚泥検査 有・無

検査項目	SV30	MLSS	MLVSS
------	------	------	-------

記録簿 8 地下水 水質管理年報

2002 年

一期安定型			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浸透水	BOD	単位 mg/L												
地下水検査項目 1回/年	上流 下流	— —												
二期安定型			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浸透水	BOD COD	単位 mg/L mg/L												
地下水検査項目 1回/年	上流 下流	— —												
一期管理型			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流	水位 塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 cm mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
下流 ^{*1}	塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
二期管理型			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流	水位 塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 cm mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
下流	水位 塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 cm mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
三期管理型			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流	水位 塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 cm mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
下流	水位 塩化物イオン 電気伝導度 鉛	単位 cm mg/L μS/cm mg/L												
地下水検査項目		—												
保有水	鉛	単位 mg/L												

地下水検査項目については異常の有無を記載することとし、詳細な検査データについては別途保管する。

*1 一期管理型下流の地下水に関してはポンプアップで採水しているため、水位を測定できない

○災害防止計画

1. 火災の発生防止に関する計画

- (1) 万一の火災発生に備え消火器等を常備する。
- (2) 作業に従事する者全員に初期消火の方法を周知徹底する。

2. 産業廃棄物の飛散及び流出防止に関する計画

- (1) 堰堤及び遮水工付近で埋立作業を行う場合は、埋立作業員に対して重機等による損傷に十分注意するよう指導・教育を徹底する。
- (2) 廃棄物の飛散を防止するために即日覆土を励行する。

3. 悪臭・害虫等の発生防止に関する計画

- (1) 必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤の散布を行う。
- (2) 即日覆土を励行する。

4. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する計画

前項に記載した維持間計画に基づき以下の通り行う。

- (1) 堰堤、擁壁、遮水工の定期点検(日常点検)を行う。
- (2) 調整池(仮設調整池含む)、浸出水処理施設の定期点検(日常点検)を行う。
- (3) 原水、処理水及び地下水の定期的な水質検査を実施する。

5. 異常時の対応

当該施設において何らかの異常事態が生じた場合は、産業廃棄物の受け入れを中止し、また、以下のように各担当者(責任者)は被害が拡大しないように適切に対処する。

(1) 実務担当者

実務担当者は施設の運転停止等、被害が拡大しないよう必要最低限の緊急措置を行い、直ちに最終処分場技術管理者に報告する。

(2) 最終処分場技術管理者

実務担当者からの報告及び現場の視察を行うことにより、適切な対処方法を指示する。
その後、詳細な事態発生状況や対処方法を管理責任者(苫東センター長)に報告する。

(3) 管理責任者

技術管理者との協議により事態の全面解決及び原因究明を行い、改善策を取りまとめ再発防止に努める。

6. その他の事項

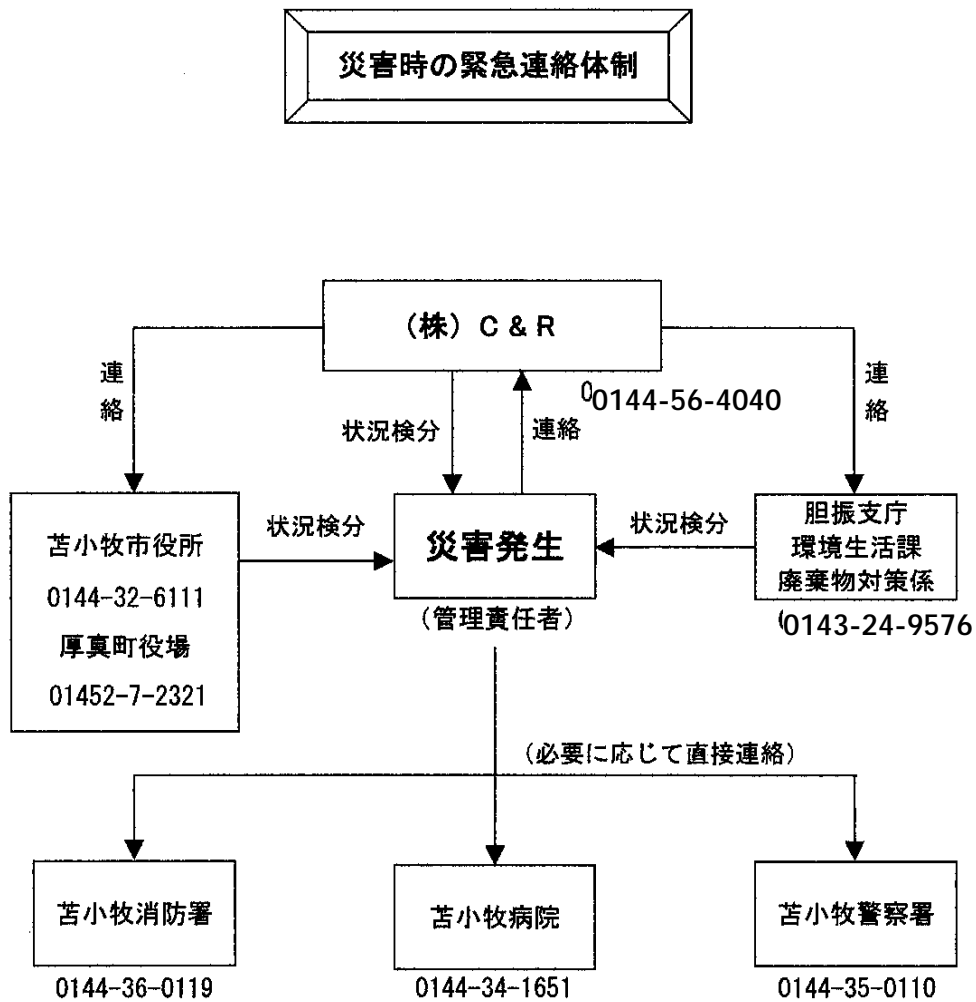
- (1) 災害時の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知徹底する。

- (2) 従事者に対する作業方法、法令等の労働安全衛生教育を徹底し、人為的要因による災害を防止する。

○埋立終了後の維持管理計画及び跡地利用計画

- ① 埋立終了後、層厚が概ね 50cmを最終覆土し、開口部を閉鎖すること。
- ② 地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないことを確認すること。
 - (1) 地下水の水質が、基準に抵触する恐れがあること。
 - (2) 水質検査による数値の変動状況に照らし、基準外れになる恐れがあること。地下水の水質に異常が認められた場合は、管理型最終処分場の堰堤、擁壁、遮水工の点検等原因究明に努めると共に、生活環境保全上の支障をもたらす危険性があると判断した場合は、直ちに苫小牧市、厚真町、胆振支庁など関係機関に報告を行うこととする。
- ③ 浸出水の水質が以下に掲げる項目・頻度で 2 年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していることを確認すること。
 - (1) 排水基準等 : 6 月に 1 回以上
 - (2) pH、BOD、COD、SS : 3 月に 1 回以上
- ④ 埋立地の内部の温度測定を定期的に行うこと。
- ⑤ 埋立地からのガス発生状況を管理するとともに、発生時にはその抑止に努めること。
- ⑥ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにその駆除、防止に努めること。
- ⑦ 悪臭が当該処分場外に発散しないように必要な措置を講じること。
- ⑧ 擁壁、堰堤及び雨水集排水設備について構造基準を満たすよう管理すること。生活環境保全上の支障をもたらす危険性があると判断した場合は、直ちに苫小牧市、厚真町、胆振支庁など関係機関に報告を行うとともに、必要な措置について協議を行うこと。
- ⑨ 火災防止の措置を講じること。
- ⑩ 跡地は、苫東地域における産業廃棄物処理機能の整備方針に基づき、緑地として返還する。

○災害時の緊急連絡体制



管理型最終処分場の維持管理基準との適合状況

1. 共通基準

維持管理基準 (規則第12条の6)	適合状況
① 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状と分析又は計量を行うこと	当該廃棄物を受け入れる際に、性状を目視確認し不適正なものは受け入れを許可しない。 また、計量はトラックスケールにより正確に行う。
② 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと	常駐1名以上を配置し、常時作業管理を徹底する。
③ 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること	当該業務に従事する者全員に対し、対処方法を周知徹底する。
④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと	月1回以上の定期点検及び作業開始前・作業終了後に点検を行う。
⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること	即日覆土を励行し飛散及び流出の防止に努める。また、必要に応じて脱臭剤を散布し悪臭防止に努める。
⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること	構内の4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底する。
⑦ 著しい騒音及び振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること	騒音・振動の発生源は、施設内で稼動する重機1台程度及び運搬車両の走行である。設置場所は、工業専用地域であり最短住居まで2km以上離れているため、上記理由により周囲の生活環境を損なう恐れはない。
⑧ 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと	浸出水は、浸出水処理設備で処理し、その処理水については、月1回以上の定期水質検査を実施する。
⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること	点検、検査の結果は施設を廃止するまでの間保存する。

2. 最終処分場共通基準

維持管理基準 (最終処分場基準省令2条)	適合状況
① 埋立地の外に産業廃棄物が飛散したり、流出したりしないように措置を講ずること	適宜覆土を行う。また擁壁及び堰堤の点検を徹底する。
② 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること	適宜覆土を行う。また必要に応じて、脱臭剤の散布を行う。
③ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備	適宜覆土を行う。更に人為的要因による発生を防止するため、従事者に対する安全教育

を備えておくこと	を徹底する。また、消火器を常備する。
④ ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること	構内の4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底するとともに必要に応じて殺虫剤を散布する。
⑤ 入口の見やすい箇所に産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札やその他の設備を設け、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること	実施する。

3. 個別基準〔管理型最終処分場〕

維持管理基準 (最終処分場基準省令2条)	適合状況
① 最終処分場に設けられた囲いはみだりに人が埋立地に立ち入るのを防止できるようにしておくこと	最終処分場出入口に門扉を設けており、施錠を徹底している。
② 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること	点検結果及び講じた措置内容を記録、保管する。
③ 埋立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により遮水工が損傷する恐れがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと	実施する。
④ 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下すると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること	点検結果及び講じた措置内容を記録、保管する。
⑤ 埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を以下の通り行うこと (1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること (2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、記録すること。ただし、埋立てる産業廃棄物の種類及び浸出水等集排水設備により集められた浸出水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずる恐れがないことが明らかな項目についてはこの限りではない (3) 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、記録すること (4) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やか	(1) 実施済み。 (2) 実施する。 (3) 実施する。 (4) 実施する。

<p>に、地下水等検査項目について測定し、記録すること</p> <p>(5) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められる場合には、その原因の調査、その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること</p>	(5) 実施する。
⑥ 埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること	雨水集排水設備を設置済み。
⑦ 調整池（仮設調整池含む）を定期的に点検し、調整池が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること	実施する。
<p>⑧ 浸出水処理設備の維持管理は以下に掲げる(1)から(3)により行うこと</p> <p>(1) 放流水の水質が技術上の基準に掲げる排水基準に適合することとなるように維持管理すること</p> <p>(2) 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること</p> <p>(3) 放流水の水質検査を以下のアからイにより行うこと</p> <p>ア 技術上の基準に掲げる排水基準に係る項目（下記イに規定する項目を除く）について1年1回以上測定し、記録する</p> <p>イ 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量、浮遊物質について1月に1回以上測定し、記録すること</p>	<p>(1) 別に作成した「産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備維持管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(2) 別に作成した「産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備維持管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(3) 別に作成した「産業廃棄物最終処分場浸出水処理設備維持管理マニュアル」の2頁に記載された項目について実施する。</p>
⑨ 最終処分場に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること	雨水集排水設備の定期点検を実施する。
⑩ 通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。	実施する。
⑪ 埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50 cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること	実施する。
⑫ 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため必要な措置を講ずること	実施する。
⑬ 埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存すること	当社苫東センターに廃止まで保存する。